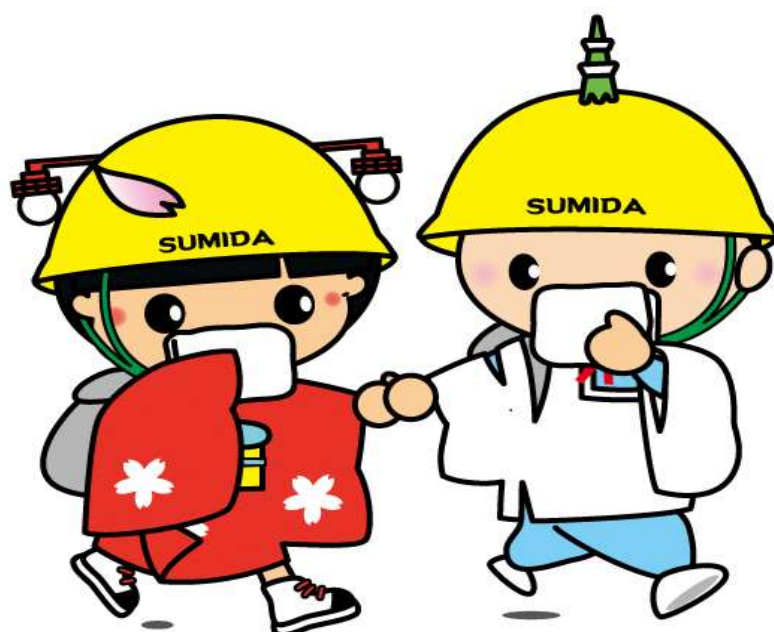


水害時避難場所開設 基本マニュアル（開設手順書）



令和 年 月作成

水害時避難場所名

1 はじめに

令和元年は、地球温暖化等の影響により、勢力の強い台風が日本列島を縦断し、全国で土砂災害や河川の氾濫を惹き起こし、多くの人的・物的被害が発生しました。

墨田区では、勢力の強い台風19号の襲来にあわせ、区本庁舎と区内3つの中学校を自主避難場所として開設しましたが、台風の風雨による避難勧告発令後、対象地域における全ての水害時避難場所を開設できなかったこと等、多くの区民から御指摘をいただきました。また、開設した水害時避難場所についても、区職員のみでの対応を基本としたため、その運営等についても反省点が多く、検証が必要な状況となっています。

令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たに避難場所における感染症対策が重要な課題となっています。

本マニュアルは、こうした状況を受け、今後の台風襲来に伴う水害時避難場所を開設するために必要な手順を定めたものです。今後、このマニュアルを基本に、各水害時避難場所のマニュアルを完成させる必要があります。

○水害時避難場所を開設するための参集基準

区災害対策本部から、水害時避難場所を開設するための参集協力依頼等を発出します。(概ね1~2日前に、町会・自治会あて、メール・電話・FAX等により、参集協力等を依頼します)

○水害時避難場所開設のタイミング

区災害対策本部から警戒レベル3が発令され、同時に水害時避難場所開設情報が発表されます。水害時避難場所の開設後、高齢者等の避難者を受け入れます。(参集協力依頼等から概ね2~3時間後)

2 参集した者（参集者を確認し、腕章またはゼッケンを着用します）

（1）地域防災活動拠点会議メンバー（町会・自治会等）

- ① 本部長
- ② 副本部長
- ③ 各防災部長
- ④ その他（町会役員、協力者等）

（2）教職員等

- ① 校長
- ② 副校長
- ③ 連絡調整者等

（3）区職員

- ① 臨時非常配備職員（避難所近隣に居住している職員）
- ② 災対救護部、要配慮者救護部職員

* 無線を使用して本部に参集報告・開設予定時間を報告します

3 開設手順

(1) 参集者（メンバー）の確認と初動体制の構築

- 水害時避難場所に鍵がかかっている時間帯では、区職員が先行して避難所に出向き解錠します。
- 本部長を中心に、参集者を確認します。
- 区職員は無線を使用して本部に参集報告・開設予定時間を報告します。
- 参集者をグループ分けして、初動態勢を構築します。
- 水害時避難場所は、参集指示等があった概ね2～3時間後（警戒レベル3が発令される）までに開設できるよう準備します。
- 本部長や学校長と相談しつつ、区職員がリードして水害時避難場所開設の準備を進めます。

(2)

① 物資・資器材の確保（A班）

- 備蓄倉庫を開け、備蓄倉庫の内容を確認します。
- 毛布・必要な資器材（ブルーシート、ストーブ、大型扇風機、照明、発電機等）・飲料水等を備蓄倉庫から避難スペース（物資配布場所）に搬送します。
- 避難スペースに資器材を設置するとともに、物資配布場所において、毛布・飲料水の配布を準備します。
- 停電に備え、非常用コンセントの位置、発電機、燃料、照明器具の確保を行います。
- 避難者が避難スペースに誘導された後、毛布等の配布を開始します。
（要配慮者を優先します）
- 受け入れ後も資器材の対応を行います。

② 避難スペースの確保（B班）

- 教職員等と協議して、本部・受付・物資配布・避難者の受け入れ場所等を決めます。（雨漏り等の確認を行います）
- 避難者の受け入れ場所は、受入れ可能なスペースを最大限確保します。
なお、発熱等の体調不良者を隔離できる個室を別に確保しておきます。
- 荒川氾濫想定の有無により、1階または2階以上に避難スペースを確保します。
- 避難スペースにはブルーシートを配置し、通路等も確保します。

- 暑さ寒さ対策の資器材置き場や物資配布場所、受付・本部等のスペースも確保します。
- 受け入れ後は、確保された避難スペースを巡回します。

③ 受付準備・避難者の誘導（C班）

- 校門等の出入口をできるだけ多く確保します。避難者がスムーズに受付まで到着できるよう、分かりやすい導線を確認し、表記も行います。
- 車いす利用者にも避難しやすい導線を確認します。
- ペットの同行避難先を確認します。
- 要配慮者避難のため、駐車スペースも確保します。
- 避難スペースの入口付近に受付場所を確認し、受付書や筆記用具を準備します。水害時避難場所の開設にあわせて受付を開始し、避難者を順次、避難スペースに誘導します。
（可能であれば事前に受付書を記入してもらいます）
- 避難スペース入場者には手指消毒とマスク着用を義務付け、マスク持参のない避難者には支給します。
- 要配慮者は可能な限り負担の少ない1階に案内します。
（要配慮者救護所を設置し活用します）
- 敷地内にペットの保管先やゴミの集積場所等を確保するとともに、受け入れ後も受付や避難者の誘導を行います。
- 発熱等の体調不良者が発生した場合、別室に一時隔離のうえ救急車を要請します。

④ 情報収集・連絡及び総務（D班）

- 区職員は災害対策本部と無線を利用した情報収集・連絡を行います。
- 参集者の状況と避難場所開設予定時間を災害対策本部に伝えます。
- 災害対策本部とは適宜、情報のやりとりをし、必要な災害情報等を拠点本部長に伝えます。
- 水害時避難場所における情報収集体制（テレビ・ラジオ・SNS等による）を構築し、ホワイトボードを用いて避難者にも適宜、情報を伝えます。
- 避難者への説明や避難者からの相談等にも対応します。
- 参集者が不足する場合は、避難者に協力を求めます。

4 水害時避難場所共通ルール

避難者からの問い合わせや要望に備え、以下のとおり共通ルールを定めます。

(1) 避難者の受け入れについて

区民、区外の方、外国人、その他の理由に捉われず、原則として避難された全ての方に対して受け入れを行います。

(2) 受付について

避難者が風雨にさらされない場所に受付を設置し、スムーズに受付票を記入して避難スペースに移動できるよう、事前準備を行います。また、受付時には避難者の発熱や健康状態の確認を行います。避難者には消毒をお願いするとともに、マスクを持参していない方には、備蓄品を提供します。

(3) 表示について

水害時避難場所から受付、避難スペースまでの動線やトイレなどの表示について、避難者に分かりやすいものを作成し、掲示しましょう。

(4) 自動車避難について

駐車スペースを確保できないため、基本的に車での避難は認めません。避難の困難な方を送迎の場合、運転者は車を戻した後、徒歩での避難をお願いします。ただし、緊急避難的に駐車が必要な場合のために、最低限の駐車スペースは確保しておきます。なお、震災時には、自動車の利用自体が制限されます。

(5) 要配慮者救護所の設置について

要配慮者の受け入れ用として簡易ベッドを設置するなど、要配慮者救護所としての部屋を確保します。

(6) 更衣室や授乳室について

必要に応じ、テントなどを活用して、更衣室や授乳室を設置します。

(7) 感染症対策について

マスクの着用や手洗い（消毒）のほか、咳エチケットの徹底、大声で会話をしないなど、感染リスクを抑えるための行動を心がけてください。

マスク着用は、乳幼児やマスク着用の困難な理由のある方を除きます。

避難スペースでは、消毒や換気に心がけてください。

(8) ペットの受入れについて

ペットの同行避難は受入れます。避難にあたっては、他の避難者の動物アレルギー等の懸念から、避難スペースとは別の屋内にケージ設置場所を設けます。ペット用の食糧、ケージやリードは飼い主に用意いただきます。

(9) 食糧、毛布（敷き物）等について

避難者に可能な範囲での持参をお願いしています。

配布は、毛布と食糧（クラッカー、ビスケット（ライスクッキー））になりますが、備蓄には限りがありますので、要配慮者を優先します。なお、水道水の利用ができない場合は、飲料水の提供も行います。

(10) お湯の提供について

乳幼児のミルクへの使用についてのみ、備品のポット等を使用して提供します。ただしポットが無い場合は湯沸かしキット（備蓄品）を使用します。

(11) 飲酒、喫煙について

避難所内でのトラブル事前防止のため、飲酒は認めません。

また、健康増進法の規定により、屋外を含めた避難所敷地内はすべて禁煙とします。

(13) 避難者用テントの設置、炊事について

避難者が持参したテントの設置は、必要最小限のサイズであれば受け入れますが、混雑状況により、撤収をお願いする場合があります。

炊事については火災への恐れや、避難者の臭気によるトラブル事前防止のため認めません。

(14) スマートフォン等の充電について

避難者間で譲り合いながら避難所施設の電源使用をさせてください。充電ケーブルの備蓄はありません。発電機は、夜間や停電の際の投光器などに利用します。

(15) 情報提供について

避難者に定期的に情報提供（気象情報・被害情報等）できるよう、情報の収集方法や提供場所など、事前に準備します。

(16) その他

水害時避難場所ごとに必要なルールは、拠点会議などで事前に決めておきましょう。

5 水害時避難場所ごとに事前に決めておくこと

拠点会議などで事前に決めておくべき事項は、次のとおりです。

- (1) 拠点会議メンバーの参集態勢及び役割
- (2) 入口、受付の場所及び受付方法
- (3) 使用する避難スペース（養生方法）及び優先順位
- (4) 使用可能な学校備品やトイレ使用のルール
- (5) ペットの飼育場所
- (6) 飲食料、物資の配布方法
- (7) 情報提供の方法
- (8) 荒川氾濫（洪水）想定で、警戒レベル3または4が発令された場合の対応

○基本的な対応項目及び対応方針

(1) 避難所以外への避難（分散避難）の周知

災害時には、避難所に行くことだけが避難ではなく、自宅で安全が確保されている場合は自宅に留まるよう、区民周知を徹底します。また、避難所が過密状態になることを防ぐためにも、親戚や友人の家等への避難を検討していただくよう区民に周知します。

(2) 可能な限り多くの避難所の開設

小・中学校などの指定避難所（40か所）以外にも、区公共施設（総合体育館など）や都施設（都立高校）そして協定締結先のホテル等、可能な限り多くの避難所が開設できるよう努めます。

(3) 避難所スペースの確保及び十分な換気の実施

感染症等への対策のため、避難所では避難者が十分なスペースや社会的距離を確保できるよう留意します。体育館や柔剣道場だけではなく、教室も積極的に活用します。また、避難所内の十分な換気に努めます。

(4) 避難所の衛生環境の確保

避難者及び支援者には、マスクを着用していただき、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。避難所に備蓄しているマスク、消毒液、ウエットティッシュ、ゴム手袋などといった衛生環境を保持するための物資を活用します。なお、物資等は定期的に家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境を整えます。

(5) 避難者の健康状態の確認

避難者には、受け入れ時の健康状態告知や定期的な検温をお願いするなど、健康状態の確認を徹底します。体調不良や発熱の症状が出ている避難者は別室に隔離のうえ、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。

(6) 感染が疑われる避難者への適切な対応

避難者に感染が疑われる場合には、隔離したうえで保健所と連携して対応します。一時的に避難所内に待機させる場合には、可能な限り専用スペースを確保します。

(7) 避難者による自助努力

荒川氾濫（洪水）等の水害からの避難は事前避難となりますので、避難所に避難する際には、必要な物資（毛布や敷物）、飲食糧品や衛生用品（マスク、消毒液など）は、持参していただくよう、区民周知を徹底します。